

亀山市男女が生き生き輝く条例（案）パブリックコメント結果（ご意見と市の考え方）

募集期間：平成20年1月4日～2月5日

（意見の提出人数1名、提出件数7件、反映件数0件）

NO	ご意見	市の考え方
1	前文、目的、定義、基本理念等については、共同性に充分配慮されていると思う。	亀山市でも残念ながら性別を理由として、役割を固定的に決め付ける考えやそれに基づく社会の制度や慣行、性に起因する暴力や不利益な取扱いは、依然として根強く社会に残っています。そこで、この条例を制定し、市、市民、事業者、各種活動団体、教育に携わる者が一体となって、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを行ってまいりますので今後ともご協力をお願いいたします。
2	条例策定は、10年、20年先を見越した考え方を基に男女の平等性、年齢層等多方面からの声を吸収されたのですか？	ワーキング 推進会議 検討委員会を設置し策定してきました。特に検討委員会のメンバーについては、各種活動団体の代表者など男女同数で構成されており、平等にまた違う視点で意見を反映させています。また、今回は、ワーキングメンバーにも公募の市民の方に参加していただき原案作成の段階から市民参加をいただきました。この他市民意識調査、市民と推進条例を考える会及び市内3中学校生徒会の意見なども反映させています。 ・市民意識調査（6月、18歳以上1500名に調査、662名より回答） ・中学生(生徒会役員)と男女共同参画を考える会（8月20日） ・市民と推進条例を考える会（8月25日）
3	市行政、教育他に係る者の男女別賃金の格差について検討されましたか？（又、条文化の必要性はどうか？）	男女同一賃金の原則につきましては、労働基準法第4条に定められておりますので、今回の条例には具体的に男女同一賃金についての表現は必要はないものと考えました。しかし、性別による差別的取扱いの禁止として第10条に表現しています。
4	第4条～17条までの語尾について…ものとする。…努めるものとする等の言葉は変えていただきたい。（力強い言葉に考慮）と思うのですが…？	「…するものとする」との強制はできないとの考えから「努めるものとする」と表現いたしました。なお、県の男女共同参画推進条例をはじめ各市の条例も努力規定になっています。
5	第18条（4）審議会委員数は、男女同数とは当然の事ですが、現在の男女別人員は如何ですか？	亀山市男女共同参画推進条例検討委員会の委員数は、男女同数となっています。
6	とにかく亀山市民（男性）の理解と女性の勇気を第一に考え、国際的で県下唯一の実行が伴う条例とされたい。	ご趣旨も踏まえた条例とさせていただいたと理解しています。
7	最後に策定後の見直しについての検討はされましたか？	現在の亀山市男女共同参画基本計画につきましては、条例ができた段階で、再度見直しを行なう必要があるのかの検討が必要であると考えています。